オムロンソフトウェア株式会社 代表取締役社長 武村 賢治

監視サービスソリューションの事業譲渡に関するお知らせとお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

弊社と弊社の親会社であるオムロンソーシアルソリューションズ株式会社は 2017 年(平成 29 年) 4 月 1 日(以下「本件譲渡期日」といいます)をもって、監視サービスソリューション事業(M2M センサーネットサービス)を弊社からオムロンソーシアルソリューションズ株式会社に移管することを、2016 年 12 月の各社取締役会にて決議いたしました。

つきましては、下記の事項につきましてご対応いただきたく、何卒ご理解お願い申し上げます。 なお、ソフトウェアの開発やサービスの運用等の業務につきましては、オムロンソーシアル ソリューションズ株式会社から委託を受けて、弊社が引き続き業務を実施します。サービス内容に ついては従来と変わらぬ形で提供いたしますので、引き続きご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。 敬具

記

1. 契約上の地位移転の承諾

本件譲渡期日をもって、M2M センサーネットサービス規約に関する弊社の契約上の地位及びこれに基づく権利義務(ただし本件譲渡期日の前日の終了時点ですでに発生している権利義務を除きます)をオムロンソーシアルソリューションズ株式会社に移転いたしますことをご理解お願い申し上げます。なお、M2M センサーネットサービスの運用業務につきましては、オムロンソーシアルソリューションズ株式会社から委託を受けて弊社が引き続き業務を実施します。

オムロンソーシアルソリューションズ株式会社への事業譲渡に伴う契約上の地位移転につきまして ご承諾いただけない場合は、その旨を 2017 年 (平成 29 年) 3 月 31 日 17 時 30 分までに、後述の「お 問い合わせ窓口」までご連絡ください。ご連絡のない場合は、契約上の地位移転につきましてご承諾 をいただけたものとさせていただきます。

なお、2017年(平成29年)4月1日以降につきましては、弊社からのM2Mセンサーネットサービスの提供を停止いたします。このため、契約上の地位移転にご承諾いただけない場合は、同サービスが提供できなくなることをご了承願います。

2. ユーザー登録情報の移管、及び、個人情報の取り扱いについて

この度の事業譲渡に伴い、お客様がご利用中の機器のユーザー登録情報はオムロンソーシアルソリューションズ株式会社に移管されます。ユーザー登録情報とは、お客様にご契約いただいた際にご登録いただいた次の情報です。

利用製品、購入日、お客様名(法人名も含む)、部署名、担当者名、住所、

電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス、その他のお客様管理情報

オムロンソーシアルソリューションズ株式会社は、ユーザー登録情報を同社の「個人情報の取り扱い について」の記載のとおりにお取扱いいたします。

(http://www.oss.omron.co.jp/general/privacy.html)

3. 2017年(平成29年)4月1日以降のお取引について

(1)機器のご購入について

新たな機器のご購入につきましても、2017年(平成29年)4月1日以降は、オムロンソーシアルソリューションズ株式会社にお申し出ください。

オムロンソーシアルソリューションズ株式会社

事業開発本部 新事業推進統括部

電話:03-6718-3717

FAX : 03 - 6718 - 3708

(2) M2M センサーネットサービス料のお支払先について (別紙3で再掲)

2017年(平成29年)4月1日以降発行される請求に対するお支払い先はオムロンソーシアルソリューションズ株式会社となります。オムロンソーシアルソリューションズ株式会社の口座は次のとおりです。お手数をお掛け致しますが、ご変更いただきますようお願い申し上げます。

銀行名:三菱東京UFJ銀行(0005)

支店名:本店(001) 口座種類:当座預金 口座番号:9060920

口座名:オムロンソーシアルソリューションズ株式会社

フリカ゛ナ: オムロンソーシアルソリューションス゛(カ)

なお、2017年(平成29年)3月31日以前に弊社から請求させていただいたサービス料(その他機器ご購入費用)につきましては弊社にお支払いくださいますようお願い申し上げます。

(3) Allwatch WEB サービスについて

2017 年(平成 29 年) 4月1日以降も継続して下記の URL からログインし、サービスをご利用いただけます。

http://www.allwatch.jp/

4. M2M センサーネットサービス規約の変更について

事業譲渡に伴い、M2M センサーネットサービス規約第3条及び第32条に基づき、M2M センサーネットサービス規約の変更をご案内申し上げます。変更内容につきましては別紙2をご参照ください。

5. お問い合わせ窓口について

このご案内に関するお問い合わせは、次のフリーダイヤルにて承っております。

000120-053-606

受付時間: 土・日・祝日を除く9:30~17:30(12:15~13:00を除く)

以上

別紙1 事業譲渡の内容

(1) 事業譲渡の対象

- ・M2M センサーネットサービスの提供及び同サービスに関わる機器の販売業務
- ・M2M センサーネットサービスに対するご相談受付
- ・ご購入いただいた機器に対する製品保証ならびにテクニカルサポート
- ・本件譲渡期日以降の M2M センサーネットサービスの料金の請求およびその受領

(2) 事業譲渡日(本件譲渡期日)

2017年(平成29年)4月1日 なお、事業譲渡に際し、お客様ご自身にしていただく作業等はございません。

(3) 事業譲渡先

商号:オムロン ソーシアルソリューションズ株式会社

本店所在地: 東京都港区港南 2-3-13 品川フロントビル 7F

代表者:代表取締役社長 細井俊夫

資本金:50億円

ホームページ: http://www.oss.omron.co.jp/

(下線は変更部分を示します)

亦再始	(ト緑は変更部分を示します) 亦再公
変更前	変更後
第1条(規約の適用)	第1条(規約の適用)
この規約は、オムロンソフトウェア株式会社(以下「当	この規約は、 <u>オムロン ソーシアルソリューションズ株</u>
社」といいます。)が提供するM2Mセンサーネットサ	式会社(以下「当社」といいます。)が提供するM2
ービス(以下「本サービス」といいます)の利用に関	Mセンサーネットサービス(以下「本サービス」とい
し適用されます。	います <u>。</u>)の利用に関し適用されます。
第2条 (用語の定義)	第2条 (用語の定義)
この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で	この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で
使用します。	使用します。
(1) (条文省略)	(1) (現行どおり)
(2) 「料金等」とは、本サービスの提供に関する料金	(2) 「料金等」とは、本サービスの提供に関する料金
その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をい	その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をい
います。	います。
なお、ここでの保証は、当社商品単体の保証を意味す	
<u>るもので、当社商品の故障により誘発される損害は保</u>	
証の対象から除かれるものとします。	
第7条(本サービス利用契約)	第7条(本サービス利用契約)
利用者は、本サービス利用申し込みにあたり、当該規	1. 本サービスの利用希望者は、本サービス利用申し込
約に同意のうえ当社所定の書式により申し込みを行う	みにあたり、 <u>この</u> 規約に同意のうえ当社所定の書式に
ものとします。	より申し込みを行うものとします。
(新設)	2. 本サービスの利用希望者は、前項の申込の時点にお
	いて、次に掲げる事項を表明し、かつ、将来にわたっ
	てこれらに該当しないことを確約します。
	(1) 自らならびにその役員、主な株主および経営に実
	質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団
	準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼ
	うゴロ、特殊知能暴力団集団その他これらに準ずる者
	(以下「反社会的勢力」といいます。) ではないこと
	(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本サービ
	<u>ス利用に関する契約を締結するものでないこと</u>
第8条(申込の承諾)	第8条(申込の承諾)
1. 本サービス利用に関する契約は、前条に定める申込	1. 本サービス利用に関する契約は、前条 <u>第1項</u> に定め
に対し、当社がこれを審査のうえ承諾したときに成立	る申込に対し、当社がこれを審査のうえ承諾したとき
します。	に成立します。
2. 当社は、次の各号の場合には、契約の申込を承諾し	2. 当社は、次の各号の場合には、契約の申込を承諾し
ないことがあります。	ないことがあります。
(1) (条文省略)	(1) (現行どおり)
(新設)	(2) 第7条第2項の表明および確約に反する事実また
	<u>は行為が判明した場合</u>
(2) (条文省略)	<u>(3)</u> (現行どおり)
(新設)	3. 当社は、第1項の承諾の時点において、自らならび

	にその役員、主な株主および経営に実質的に関与して
	いる者が反社会的勢力ではないことを表明し、かつ、
	将来にわたって該当しないことを確約します。
(新設)	第 28 条(反社会的勢力の排除)
	1. 利用者または当社は、第7条第2項または第8条第
	3 項の相手方の表明および確約に反する事実または行
	為が判明した場合、直ちに契約を解除することができ
	ます。相手方が次の各号のいずれかに該当する場合も
	同様とします。
	(1) 不正の利益を図る目的または第三者に損害を与え
	る目的をもって反社会的勢力を利用していると認めら
	<u>れるとき</u>
	(2) 反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供
	与するなどの関与をしていると認められるとき
	(3) 役員または経営に実質的に関与している者が反社
	会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している
	と認められるとき
	(4) 自らまたは第三者を利用して、相手方または相手
	方の関係者に詐術、暴力的行為または脅迫的言動を行
	ったとき
	2. 前項により契約を解除した当事者は、解除によって
	契約を解除された当事者に生じた損害について一切責
	任を負いません。
第 <u>28</u> 条 (条文省略)	第 29 条 (現行どおり)
第 29 条 (著作権、知的所有権その他の財産権)	第 30条(著作権その他の知的財産権)
1. 本規約に別段の定めのない限り、本サービスを通じ	1. 本規約に別段の定めのない限り、本サービスを通じ
て当社が提供する情報に関する著作権、知的所有権そ	て当社が提供する情報に関する著作権 その他の知的財
<u>の他の財産権</u> は、当社または当該情報の提供元に帰属	産権は、当社または当該情報の提供元に帰属するもの
するものとし、また、各情報の集合体としての本サー	とし、また、各情報の集合体としての本サービスの著
ビスの著作権、知的所有権その他の財産権は、当社に	作権その他の知的財産権は、当社が本サービスの運営
帰属するものとします。	<u>を委託するオムロンソフトウェア株式会社に</u> 帰属する
o (A dallamer)	ものとします。
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
第 <u>30</u> 条~第 <u>34</u> 条 (条文省略)	第 <u>31 条</u> ~第 <u>35 条</u> (現行どおり) 2 0 1 7年4月1日改定
2015年10月1日改定	2017年4月1日以上 2015年10月1日改定
2010年6月1日初版	2010年10月1日 0万
オムロンソフトウェア株式会社	オムロン ソーシアルソリューションズ株式会社
運用サービス事業部	事業開発本部 新事業推進統括部

以上

M2M センサーネットサービス料のお支払先について

2017年(平成 29年)4月1日以降発行される請求に対するお支払い先はオムロンソーシアルソリューションズ株式会社となります。オムロンソーシアルソリューションズ株式会社の口座は次のとおりです。お手数をお掛け致しますが、ご変更いただきますようお願い申し上げます。

銀行名:三菱東京UFJ銀行(0005)

支店名:本店(001) 口座種類:当座預金 口座番号:9060920

口座名:オムロンソーシアルソリューションズ株式会社

フリカ゛ナ: オムロンソーシアルソリューションス゛(カ)

以上